

平成29年度第2回東京都地方独立行政法人評価委員会 議事録

日 時：平成29年8月21日（月曜日） 午後3時～午後4時

場 所：東京都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室A

審議事項：（1）公立大学法人首都大学東京の第二期中期目標期間における

業務実績評価について

（2）公立大学法人首都大学東京の第二期中期目標期間における

積立金の繰越承認に関する意見聴取について

【大島行政改革担当課長】 お待たせいたしました。定刻でございますので、これから東京都地方独立行政法人評価委員会を開催いたします。改めまして委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。各委員の皆様につきましては、先ほどご紹介させていただきましたので、事務局の紹介をさせていただきます。

公立大学法人首都大学東京を所管いたします、東京都総務局の多羅尾局長でございます。

【多羅尾総務局長】 多羅尾でございます。よろしくお願いいたします。

【大島行政改革担当課長】 そのほか事務局につきましては、座席表の配付をもって代えさせていただきます。また、オブザーバーといたしまして、公立大学法人首都大学東京の皆様にもご同席いただいております。

それでは、多羅尾局長よりご挨拶申し上げます。

【多羅尾総務局長】 改めまして、東京都総務局長の多羅尾でございます。本日は大変お忙しい中、公立大学法人首都大学東京の第二期中期目標期間終了に伴うご審議のためにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

公立大学法人首都大学東京が発足してから12年が経過し、この3月に第二期中期目標期間が終了いたしました。第二期の6年間においては、法人が設置する2つの大学及び高等専門学校が、それぞれの特徴を生かして教育、研究、社会貢献の取組を着実に進めてきたものと考えております。特に評価委員会から、第一期の業務実績評価において、第二期に重点的に取り組むべき課題としてお示しいただきました国際化の推進につきましては、海外の大学との連携拡充などに取り組んだ結果、まだまだ不十分なところもございますが、受入・派遣留学生は大幅に増加いたしております。また、教育研究資源の集約・先端分野の強化を進めるため、教育研究組織の再編を決定し、第三期中期目標期間での教育研究のさらなる飛躍に向けて、実施体制を着実に準備してまいりました。これらは、毎年の業務

実績評価において委員の先生方から数々の貴重なご意見、ご示唆をいただきましたことが、法人運営に生かされた結果であると考えております。改めて感謝申し上げるところでございます。

今年度からスタートいたしました第三期中期目標期間中の2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、東京の国際都市としての役割もますます重みを増すものと思っております。一方で、少子高齢社会の一層の進行は、社会に様々な課題をもたらすことは申すまでもないところでございます。このような中、東京都といたしましても、これを機会に法人傘下の大学等が都立の高等教育機関ならではの教育研究をより一層推進し、人材育成の面でも、そして研究成果の面でも東京の未来へ大きく貢献していけるよう支援していく考えでございます。

本日は、より幅広い視点から忌憚のないご意見を賜り、第三期の法人運営に生かしてまいりたいと存じます。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

**【大島行政改革担当課長】** それでは、これより議事に入らせていただきます。議事進行は矢崎委員長にお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

**【矢崎委員長】** ただいまご紹介にあずかりました矢崎でございます。これから議事進行の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

短い時間ではございますが、多方面でご活躍されている委員の皆様から、様々な見地からご意見をいただければと思います。なお、本日の審議は公開で行わせていただきますのでご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議題は、お手元の資料でございますように「公立大学法人首都大学東京の第二期中期目標期間における業務実績評価について」、並びに「第二期中期目標期間における積立金の繰越承認に関する意見聴取について」でございます。

それでは、1つ目の審議事項であります第二期中期目標期間における業務実績評価について、事務局から説明をお願いします。

**【大島行政改革担当課長】** それでは、まず私から本日の審議事項と評価委員会の制度関係につきましてご説明申し上げます。なお、制度説明につきましては、2つの審議事項を合わせたご説明となりますが、ご了承ください。

会議次第を1枚おめくりいただきまして、資料1をご覧ください。公立大学法人首都大

学東京は、平成17年4月1日に地方独立行政法人として設立され、昨年度の平成28年度末をもって、6年間の第二期中期目標期間が終了いたしました。項番2、「目標による管理と評価の仕組み」のとおり、設立団体である東京都は、首都大学東京の業務運営につきまして、目標設定と評価によるPDCAサイクルで管理してございます。今回は地方独立行政法人法の規定に基づき、④にございます中期目標期間における業務実績評価について、評価委員会にお諮りするものでございます。また、併せて中期目標期間終了後における積立金の次期繰越につきましても、法の規定に基づきましてご意見を頂戴できればと存じます。

1つ目の議題でございます中期目標期間の評価につきましては、法人からの業務実績報告をもとに事前に公立大学分科会でご審議いただきまして、評価の案を作成していただきました。本日はその分科会の案を評価委員会全体でご審議いただきまして、最終的な評価を決定していただきます。また、2つ目の議題でございます積立金の次期繰越につきましては、法人から申請のありました繰越額の案につきまして、こちらも事前に分科会にご意見をいただきまして、都において検討・検証を行ってまいりました。本日、その内容につきまして評価委員会の皆様からのご意見を頂戴し、最終的には知事が繰越額を承認するものでございます。

以上が、本日ご審議いただく公立大学法人首都大学東京の第二期中期目標期間終了後の対応の概要でございます。

引き続きまして、第二期中期目標期間における業務実績評価の案の内容につきまして、所管部からご説明申し上げます。

【岡大学調整担当課長】 総務局の大学調整担当の岡と申します。どうぞよろしく願います。

それでは資料2をご覧ください。首都大学東京の第二期中期目標期間の実績評価の結果について説明いたします。左上の囲み、項目別評価結果をご覧ください。評価は4段階で行っております。太枠の「中期目標期間評価」の欄でございますが、評価対象項目数は52でございます。そのうち「1」の評定、「達成状況が極めて良好」とされたものが11項目でございます。次に「2」の評定、「達成状況が良好」とされたものが41でございます。「3」及び「4」の評定はございませんでした。

右上の囲み、全体評価でございますが、「中期計画を着実に実行に移して確かな成果を挙げ、中期目標を達成した」との評価をいただきました。その主な要因として、国際化等の

重点課題に着実に対応した、人材育成と研究の推進に2大学1高専がそれぞれの特徴を生かして必要な改革を実施した点が挙げられております。

次に、主な業務実績・評価について説明いたします。中段左側の囲みをご覧ください。まず、首都大学東京についてでございますが、3点挙げられました。1つ目に「教育研究組織の再編成」でございます。平成30年度に向けて教育研究資源の集約・先端分野の強化をさらに進めるため、学部・学科の再編成を決定したものでございます。主なポイントは、教育内容、育成する人材が学生等に分かりやすく伝わるよう、名称も含めて再編をした点と、急速な技術革新の進展に対応するため、工学分野の基礎的分野と応用的分野を統合した点でございます。

2つ目に「選択と集中による研究分野の支援」でございます。学長裁量枠を活用して研究資源を戦略的に配分いたしました。また、国際的研究拠点を目指すセンターにつきましては、平成24年度、4拠点ございましたが、平成28年度時点で17拠点となりました。具体例を申し上げますと、子ども・若者貧困研究センターや火山災害研究センターなどが、東京都との連携事業としてシンクタンク機能も果たしております。

3つ目に「国際性豊かな人材の育成」でございます。国際化につきましては、第一期中期目標期間の評価におきまして課題とされたものでございますが、海外プロモーション活動や、留学生の宿舎確保など受入環境の整備、海外大学との学生交換協定の拡充などの取組により受入・派遣ともに増加いたしました。

次に産業技術大学院大学についてでございます。高度専門職業人の育成として、事業アーキテクトコースを新たに設置いたしました。こちらはマーケティングという戦略とITという技術、戦略と技術の双方を学ぶ新しい教育プログラムで、このプログラムの修了者の中から、実際に起業や新規事業の立ち上げを行う人材を輩出いたしました。

次に右上の囲み、都立産業技術高等専門学校についてでございます。実践的な職業教育プログラムとして、情報セキュリティ技術者育成と航空技術者育成の2つのプログラムを新たに導入いたしました。情報セキュリティプログラムについて具体を申し上げますと、社会的要請の高いサイバーセキュリティに対応できる人材育成を目指して、警視庁や情報セキュリティ企業と連携し、講師を招聘して講演や授業を行っております。さらに特色ある取組として、ハッカーとならないよう倫理観を学ぶ授業も取り入れておりまして、産業界から高い評価を得ております。

次に、法人の業務運営についてでございます。2大学1高専体制での改革の本格化とい

うことで、産業技術大学院大学は平成18年度に開学し、産技高専は平成20年度に公立大学法人に移管されておりました。第二期中期目標期間は、3つの高等教育機関が揃っての運営となりました。2大学1高専の特性に合わせた取組、支援をしてまいりました。具体例としまして、学長裁量枠の新設による有為な人材の適宜適切な確保、また子育て中の教員等が利用できる一時保育施設の設置など研究支援体制を強化、さらに都の環境基準を大幅に上回る実績を上げたエコキャンパス化などについて評価をいただきました。

最後に、第三期中期目標・中期計画の達成に向けた課題、要望についてでございます。第三期中期目標期間には、18歳人口が日本全体で減少に転じることが予想されております。2大学1高専がそれぞれの課題に応じた取組を通じて認知度向上を図り、意欲ある学生、有為な教職員の確保に向けてスピード感をもって対応していく必要があるとの課題をいただいております。

評価結果の説明は以上でございます。

**【矢崎委員長】** ありがとうございます。案の策定に当たりましては、公立大学分科会におきましても検討を重ねてこられました。そして今回、このような内容でまとめていただきまして、評価委員会の皆様にご審議いただくことになったところでございます。これから皆様方のご意見を伺いたいと思いますが、まず初めに分科会でのご意見等につきまして、分科会長の松山委員からよろしく願いいたします。

**【松山委員】** 松山でございます。公立大学分科会を代表しまして、私から主な評価ポイントと、評価に当たっての所感についてご報告いたします。

先ほどからご説明がありましたように、公立大学法人首都大学東京は、首都大学東京、産業技術大学院大学、それに都立産業技術高等専門学校という、性質の異なる3つの高等教育機関を持つ法人でございます。私どもの公立大学分科会は、大学・高専の教育、研究、社会貢献への取組と、法人の業務運営、財務運営の成果について、業務実績報告書とヒアリングに基づきまして、52項目の大項目について評価いたしました。評価結果の詳細については、先ほど担当の岡課長からご報告いただきました。私からは、公立大学分科会において評価した主なポイントを簡単に述べさせていただきます。

しばしば出てきておりますが、第二期中期目標期間の大きな課題の一つは国際化の推進でございました。これは公立大学分科会の第一期の評価で指摘されたところであり、第一期の課題として取り上げられました。第二期当初は、国立大学法人等と比べて遅れをとっていたというのが印象でございます。ただ、第二期に入りまして、法人、大学、高専が一

丸となって取り組み、海外プロモーション活動の強化や留学生宿舎確保など、全学を挙げて取り組んだ結果として、留学生の受け入れ、海外派遣学生の両方が大幅に増加いたしました。そのほかにも幾つかの確実な成果が得られたと、私どもは評価いたしました。

今後、第三期においても、先ほどからもございますが、国際化の推進は重要な課題であり、継続して取り組んでいただきたいということでございます。

各大学・高専の教育、研究、社会貢献の主な成果としましては、首都大学東京では、先ほどございましたが教育研究組織の再編を決定し、平成30年度から新しい学部、研究科が発足することになりました。特に大きな組織再編は大変な苦勞を伴いますが、首都大は学長以下執行部を中心に学内で十分に議論を重ね、学内合意を得ての決定であると同っております。今後、新たな教育研究組織が、首都大の教育研究のさらなる発展をするよう期待しております。

次に、首都大の研究面における評価でございますが、世界のトップレベル、国際的に非常に高い評価を受ける分野がございまして、首都大についてはタイムズ・ハイヤー・エデュケーションの世界大学ランキングにおいても、研究力が非常に評価されて、我が国の大学の中で2016年に9位にランクされております。この研究力は非常に高いものがあると我々は評価し、大学は、この分野に続く研究分野の育成に非常に力を注いでいると考えたわけでございます。

次に産技大と産技高専につきましては、特に教育面での強化が際立っておりまして、教育内容の充実や教育体制の改革、学生指導への体制強化に精力的に取り組んだ点を評価いたしました。

最後になりますが、先ほどからありますように、第三期中期目標期間においては、18歳人口が減少に転じることから、意欲ある学生の確保に向けてスピード感を持って対応していくことが重要であると意見が出されました。さらに、我が国では近年、大学院博士課程進学者が減少し続けており、首都大においても一部の研究科において定員を充足していないところがございます。首都大が研究者の養成機関であるという認識のもと、引き続き若手研究者支援に取り組んでいただけることを期待しております。公立大学法人首都大学東京が、これらの評価を踏まえ、第三期中期目標・中期計画を着実に遂行していくよう、分科会として注視してまいりたいと考えております。

公立大学分科会での審議状況は以上でございます。

**【矢崎委員長】**      ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました第二期中期目標期間における業務実績評価について、ご意見、ご質問がございましたらお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【藤竿委員】 日刊工業新聞の藤竿です。

教育研究組織の再編成としてかなり大幅な組織変更をされるということで、1つは学生に分かりやすくなるように名称変更をする、このことはこれから学生を少子化の中で集めていく中でも有効ではないかと思うのですが、組織変更後に、資料では先端分野の強化をさらに進めるとありますが、具体的に、例えば成長分野に絞った研究を始めるというような取組があるのか、また、それをどう評価されているのか教えていただきたいと思ひます。

【岡大学調整担当課長】 先端分野の強化ということで、特に電気、機械等に関する基礎研究の部分と、それらを応用研究と一体的な組織にすることによって、社会、産業からの需要に応じていく取組がござひます。また、情報系分野や機械系の生命分野等を強化する取組がござひます。

【松山委員】 事務局からの説明に加えて、我々分科会が評価したところは、首都大学東京はかなり理工系の分野が強いと。南大沢キャンパスに理工系があつて、日野キャンパスにもシステムデザイン学部がある。両方にある教育研究資源をいかに有効に活用するかということで、今度の再編については、理工系の一部の分野が南大沢から日野へ移つて、新しい組織を作られるということです。ある分野が2つに分かれていたものが、1つになる部分がかんり出てくるのではないかと期待しておひます。

【矢崎委員長】 そのほか、いかがでしょうか。

【北村委員】 北村です。資料2の首都大学東京の主な実績のところ、国際的な研究拠点を狙ったセンターが24年度の4拠点から17拠点まで増えたということですが、これは、資料3の項目別評価で言うところどこに当たりますでしょうか。

【岡大学調整担当課長】 13番の「研究の内容等」でござひます。

【北村委員】 評価根拠はセンターが4拠点から17拠点に増えたことが主な根拠になっているのか、あるいはアウトプットが評価の対象になっているのか確認したいのですが。

【松山委員】 評価委員会としては、24年度の4拠点から、現在17拠点に数が増えたことは一つの評価の要因にはなると思うのですが、併せて、これからの成果を期待するという評価でござひました。

【矢崎委員長】 そのほか、いかがでしょうか。

【大橋委員】 資料3の11番「障がいのある学生への支援」で、中期目標期間評価が「1」になっていて、各年度評価がずっと「2」が続いている中で、これを「1」にされたのは、何かそれ以外に考慮された要素があったのか、その根拠を伺いたいと思いました。

【岡大学調整担当課長】 特に28年度が中心になるかと思いますが、障がいのある学生の支援ということで、スタッフはもちろんのこと、障がいのある方が講師となって、キャンパスの中で不便な箇所など、実体験を学生に伝える取組などを行ったところを評価させていただいたところでございます。

【大橋委員】 それは第二期中期目標を設定した時点で、目標としたところと合致して達成されたという理解でよろしいですか。

【岡大学調整担当課長】 そのとおりでございます。

【矢崎委員長】 そのほか、いかがでしょうか。

【藍委員】 高齢者分科会の藍と申します。

それぞれの項目の評価の中で、例えば今、議論のあったようなところは、どちらかというとプロセスの評価ということだろうと思うのですが、今のこの評価の中には、実績の評価とプロセスの評価が混ざっているという解釈でよろしいのでしょうか。

【松山委員】 もちろん実績が上がっていればいいのですが、十分、成果に向かってプロセスを経ていて、非常に評価できるものについても評価しました。両方が混ざっていると考えていただいて結構です。

【矢崎委員長】 そのほか、いかがでしょうか。

では、最後に私から。研究拠点、特に国際的な視点からセンターを設置したというお話がございました。これは、研究センターという拠点が具体的にあるのか、あるいは学科の先生方の連携による、バーチャルの研究センターなのか。公立大学は人員と予算が限られているので、普通は、新しい組織を作るときは教員と予算を供出して作るという大変困難なプロセスなのですが、このようにたくさんの研究センターを作るには、どのような工夫をされているのでしょうか。

【岡大学調整担当課長】 金の化学研究センターのように建物が建っているセンターもございます。また、建物はなくとも、先生のおっしゃったように関連する学問を研究されている先生方が有機的につながって、ハードはないのですが、ソフト面で研究センターとして研究を進めている、二通りございます。

【矢崎委員長】 ハードも伴ったものは幾つぐらいあるのでしょうか。



【岡大学調整担当課長】 1つでございます。今、私が例として挙げました金の化学研究センターは建物が伴っております。

【松山委員】 先ほどのセンターに関する説明の中に、部局附属研究センターという説明がございまして、おそらく大学で言うと部局というのは学部になるのでしょうかけれども、学部附属の研究センター的なものを作ったということで、建物の中にスペースを設けてそこをセンターにするということをやっているかと思えます。実態については、既にすごく成果を上げているセンターと、まだこれからというセンターがありまして、その辺の評価が少し分かれたところでございます。

【矢崎委員長】 ありがとうございます。

本審議事項につきまして、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。特にご異論がございませんでしたので、ただいまの審議事項につきましては、事務局が説明したものを持ちまして、当委員会も了承したという形でよろしいでしょうか。特にご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【矢崎委員長】 ありがとうございます。それではこの案で了承とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは続いて2つ目の審議事項でございます。第二期中期目標期間における積立金の繰越承認に対する意見聴取でございます。事務局から説明をお願いします。

【岡大学調整担当課長】 それでは資料5をご覧ください。公立大学法人首都大学東京の第二期中期目標期間の積立金繰越についてご説明いたします。

まず、繰越承認に当たっての根拠法令でございます。地方独立行政法人法第40条に基づき、中期目標期間に積立金がある場合は、設置団体の長、都知事でございますが、の承認を受けて次期中期計画に定める業務、例えば教育の質の向上や学生支援などの財源に充てることができるものでございます。設立団体の長は、これを承認しようとする場合はあらかじめ評価委員会の意見を聴かなくてはならないと定められておりまして、これが根拠となっております。

次の囲みでございますが、繰越の考え方でございます。まず、繰越を承認するものとして1の①でございますが、経営努力を認められて目的積立金として整理された額。②は、災害等の事由によるものでして、今期は該当いたしません。なお、この経営努力の承認の前提として、先ほどご説明いたしました項目別評価において評定「1」、「達成状況が極め

て良好」、もしくは評定「2」、「達成状況が良好」であるものがおおむね80%以上であることが条件でございますので、こちらはクリアしております。一方で、2の③に記載のとおり、経営努力が認められず、積立金として整理された額は東京都へ納付されることとなります。

経営努力の定義でございますが、資料には記載しておりませんので口頭で申し上げますが、まず、経営努力が認められるものは、1つは都の補助金以外の収益から生じた利益、例えば授業料などがこれに該当いたします。2つ目に、業務を効率的に行ったため発生した利益は、経営努力として認められます。一方、経営努力が認められないものは、1つに使い道を特定して交付された運営費、退職手当などがこれに該当いたします。2つ目に、本来行うべき業務を行わなかったために生じた額は、経営努力として認められません。

この考え方で剰余金を仕分けしましたのが、中段以下の表でございます。まず、資料左からですが、第二期中期目標期間の剰余金総額は74.5億円でございます。この金額は3つに分解されます。まず、目的積立金42.2億円でございます。こちらは経営努力が認められている積立金で、第一期中期目標期間の繰越積立金と、平成23年度から27年度までの目的積立金の残額を足し上げたもので、次期へ繰越ができます。次に積立金20.8億円でございますが、こちらは経営努力が認められず積み立てられたものですから、平成23年度から27年度までの累計額、20.8億円は東京都へ返納になります。最後に当期未処分利益11.5億円でございますが、この当期というのは平成28年度の剰余金でございます。同様の考え方で仕分けいたしまして、経営努力として認められたものが3.8億円、認められなかったものが7.7億円となりまして、最終結果として、右端にありますように三期への繰越承認額は46億円、東京都への返納額は28.4億円となります。

説明は以上でございます。

**【矢崎委員長】**      ありがとうございます。

それでは、第二期中期目標期間における積立金の繰越承認について、どなたかご意見、ございますでしょうか。

**【北村委員】**      目的積立金の42.2億円の内訳が、第一期の繰越分と第二期の積立金の合計額のようにすけれども、この42.2億円のうち第一期中期目標期間からの繰越金の残高はどれぐらいでしょうか。

**【岡大学調整担当課長】**      第一期からの繰越額は43.6億円ございましたが、取り崩しが約30億円ございますので、約13.6億円がこの中に入っております。

【矢崎委員長】 そのほか、いかがでしょうか。

【大橋委員】 積立を認められるケースとしてご説明いただいたもののうち、効率的に行ったケースがあったと思うのですが、例えば28年度については3.8億円の中にもそれが含まれていると思うのですが、具体的に効率化が図られたというのは、どういったことをもって測定されているのかを伺えればと思います。

【岡大学調整担当課長】 例えば、研修の講師に外部講師を予定していたところを、学内に非常に優れた先生がいて、それを内製化したケースや、海外に学生を派遣してインターンシップ等を行うときに、派遣先での企業や大学等に協力をいただいて、委託費として払わずに済んだケースなど、人脈等を活用したものですが、そういった努力について認めております。

【矢崎委員長】 そのほか、よろしいでしょうか。

最後に私から。大学側が新しい事業を興そうと、例えばセンターを作るときに人員と予算が決まっていると思うのですが、そこに目的積立金から、新しいセンターを作るときに支出することは可能なのでしょうか。あるいは新たな承認のプロセスが必要なのでしょうか。

【岡大学調整担当課長】 今先生がおっしゃった、新しい事業を行う際に予算化されていない場合には、この積立金の中から使うことができます。今まで、例えば、キャンパスのグラウンドの人工芝生化や、利息を活用して成績優秀者に奨学金を出したり、国際化推進のために使ったりするために取り崩しを行っております。

【矢崎委員長】 そうしますと、目的積立金といえども大学の事情で比較的取り崩しができると。非常に大学にとっては必要なことだと思うのですが、それが認められているのは大変素晴らしいことと思います。

ありがとうございました。それでは、ご意見をいただいたものとして、ただいまの審議事項につきまして、事務局が説明した案を当委員会として了承したという形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【矢崎委員長】 ありがとうございます。それではご了承いただいた内容で、今後進めさせていただきたいと思います。

以上を持ちまして首都大学東京について、第二期中期目標期間終了後に行うべき事項の審議を終わらせていただきます。理事長をはじめ首都大学東京の方々には、お忙しい中ご

尽力いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは最後に事務局からよろしく申し上げます。

【大島行政改革担当課長】 皆様、どうもありがとうございました。最後に事務局から3点ご報告させていただきます。

まず1点目でございます。ただいまご審議いただきました第二期中期目標期間における業務実績評価につきましては、後日、矢崎委員長及び松山分科会長より知事にご報告いただいた後、来月開会予定の平成29年第3回都議会定例会に報告させていただきます。また、第二期中期目標期間における積立金の繰越につきましては、評価委員会からいただいた意見を踏まえて知事による承認を行いまして、次期中期目標期間に繰越を行うこととなります。

次に、地方独立行政法人法の改正に伴う対応の検討状況についてご報告いたします。お手元の資料7をご覧くださいと思います。前回、6月30日に評価委員会の場におきましてお知らせいたしましたとおり、平成30年4月に、地方独立行政法人法が改正され、これまで評価に関与していなかった知事を評価主体に位置付ける見直しが行われることとなっております。本日は法改正の前後における目標・評価管理の仕組みの比較を表にまとめましたので、簡単にご報告させていただきます。

表の一番左の列に、目標・評価の各段階をまとめてございます。今回の法改正で大きく変更となる点は、上から2段目の「法人の長が作成した中期計画の認可」、3段目の「各事業年度の業績評価」、5段目の「中期目標期間の業績評価」になります。現行法においては、中期計画の認可については、「設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで認可」、業績評価については、いずれも「評価委員会が実施」となっておりますが、法改正後は、設立団体の長が認可又は実施することとなります。ただし、それぞれ米印の注釈をつけてございますが、この3項目につきましては右側の矢印の下の囲みの中にございますとおり、地方自治体の条例に定めることにより、設立団体の長が委員会の意見を聞くことができることとなっております。なお、その囲みの下でございますが、公立大学法人につきましては、法の特例により全ての項目において現行の制度が維持されることを申し添えておきたいと思っております。

東京都におきましては、各分野に精通しておられる委員の皆様から貴重なご意見を頂戴してまいりました、これまでの評価委員会の運用形態を踏まえて、引き続き透明性、実効性が確保できる運用方法を検討し、今後の対応をしてまいりたいと考えてございます。

資料7の説明は以上でございます。

次に、最後になりましたが3点目でございます。本日の評価委員会を最後に退任を予定されている委員の皆様につきまして、私からご紹介させていただきたいと思っております。

本日ご欠席でございますが、試験研究分科会の三上分科会長、それから森委員が、10月13日の任期満了をもって退任される予定でございます。それぞれの委員におかれましては、この評価委員会の中で大変有意義なご意見を頂戴いたしましたことを、東京都といたしまして感謝申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

再任のご予定の委員の皆様におかれましては、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

**【矢崎委員長】** どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして評価委員会を閉会させていただきます。お忙しい中、また暑い中、ご参集いただきまして、また貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。